

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を 改正する政令案に関する意見の募集の結果について

平成20年12月19日

<問い合わせ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

(内線39428)

TEL : 03-5253-8111 (代表)

国土交通省では、平成20年11月1日から同年11月30日まで、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集を行い、その結果、これに対して5件のご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を別添のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

ご意見の概要につきましては、施行令案に関係する部分に限らせていただきましたが、掲載しなかったご意見についても今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきたいと考えております。

皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○いただいたご意見の概要と国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	法第76条の6第1項の数は1年間に新築する特定住宅の戸数が150戸とありますが、国を挙げての省エネ政策であれば、戸数は50戸以上でも良いのではないかと。	住宅事業建築主に係る措置は、今回初めて導入する制度であり、導入に際しては、事業者の負担や規制の実効性等を考慮した上で規定しており、適正な設定であると考えております。
2	法第73条第1項の特定建築物の規模は300㎡以上とありますが、国を挙げての省エネ政策であれば、規模は150㎡以上でも良いのではないかと。	届出義務等を課すことにより建築物におけるエネルギーの使用の合理化が図られるという目的と照らして建築主等にとって届出義務等が過大な負担とならないことを鑑みた上で規定しており、適正な設定であると考えております。
3	建物の省エネは建築基準法で全棟規制すべきではないかと。	建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることを目的としております。建築物の省エネは生命、健康等に直結するもの

		ではないため、建築基準法での規制には馴染まないと考えております。
4	住宅を建築し販売する住宅事業者に対し、その新築する特定住宅の省エネ性能の向上を促す措置の導入の事項について特定住宅については建売業者に限定せず、150棟以上の住宅業者、全てを対象にすべきではないか。	省エネ法第5章においては、住宅・建築物の省エネ性能を最終的に決定することができる「建築主」を規制の対象としており、例えば、注文住宅などは、一般私人の方が「建築主」であるため、工事の請負人である事業者を規制の対象とすることは困難と考えております。
5	平成22年4月1日施行関係の改築・増築に関して、床面積の1/2以上や増築前の床面積との比較の考え方があり、非常に判り辛い。実際に運用するに当たっては、様々な状況が発生する為、パブコメ案では混乱をきたす可能性がある。また、同じ面積の改築・増築でも届出の要・不要があるため、非常に不公平感がある。	増改築部分の床面積の合計が増改築後の当該建築物の床面積の合計の二分の一以上を占める場合には、増改築部分が当該建築物の省エネ性能に対して、大きな影響を及ぼすため、届出の対象とすることとしており、妥当であると考えております。
6	今回の政令案において、改正省エネ法第76条の6第1項における「政令で定める数以上」の基準を定めるにあたり、併せて、判断基準相当の一戸建住宅を購入する住宅取得者に対しては、判断基準相当とするための建築工事増加費用相当分を、また、今回の規制の対象となる分譲事業者に対しては、判断基準相当の一戸建住宅の供給戸数に応じて建築工事増加費用相当分を吸収する仕組みなどを構築して、多数の住宅取得者にとって省エネ性能のより優れた住宅を購入できる環境を整えていくことが、円滑な施行に資すると考えられます。	住宅取得者や分譲事業者に対する支援については別途検討してまいりたいと考えております。